

論文審査の結果の要旨

報告番号	博（経）甲第 5 号	氏名	松尾 裕隆
予備審査委員	主査 菅家正瑞 副査 深浦厚之 副査 岡田裕正		

題名：

公会計における政策評価としての減損会計の導入—インフラ資産を中心として—

論文審査の結果の要旨：

本論文は公会計への減損会計の導入が政策評価手法の確立に際して有効であることを主張するものである。政策評価は国民・住民に対する行政当局の説明責任の一端として近年とみに重要性が高まっているが、現在のところ確固たる手法が確立されるには至っていない。そのため、政策当局自身による恣意性を完全に排除できないという問題に直面している。本論文は、政策評価の客觀性を確立するために、減損会計における「減損の兆候」の有無の判断と減損額情報が不可欠であると主張するとともに、それらを用いて、主としてインフラ資産に関する具体的政策評価を提言するものである。

本論文は次に示す 5 つの章により構成される。

序章

第 1 章 政策評価の現状

第 2 章 公会計改革の現状

第 3 章 公会計における減損会計

第 4 章 政策評価としての減損会計の適用

終章 政策評価へのさらなる展開

序章において、公会計への減損会計の導入を通じて実効的な政策評価過程を確立することが可能であるかを検討するという本論文の目的を示すとともに、先行研究に基づいて政策評価と公会計との結びつきを示している。第 1 章では政策評価の現状を確認する。現行の方式においては評価対象事業の選定が恣意的になる危険性があり非効率な政策が意図的に選択されない可能性があること、さらに選定された政策の費用対便益分析において財務的な数値を把握する方法がないという二つの点で問題があることが指摘されている。第 2 章では公会計改革の現状について、国における公会計改革の取組み、ならびに総務省が行っている地方公共団体を対象にした公会計改革の取組みを中心に述べられる。我が国の公会計には減損会計はまだ導入

されていないが、これまでの我が国の公会計改革の中で発生主義の導入が進んでいることの確認を通じて、我が国でも減損会計が導入可能な素地があると主張している。第3章は、国際公会計基準第21号に基づき公会計に減損会計が導入されている事例があることを示すとともに、企業会計における減損会計との比較を通じて、それが公的部門の特性を反映するものとなっており、特に「減損の兆候」の有無の判断および減損額の算定が政策評価に適用可能であると指摘している。これを受け第4章では、公会計における減損会計の政策評価への適用について述べている。具体的には、「減損の兆候」を政策判断基準として用いることで、政策評価の対象を恣意的に選択することが回避できること、特定の政策の減損損失額が算定され財務諸表に反映できるとともに、それによって政策の非効率による損失額を確定できると論じている。終章では、上記の手法の確立により、過去の政策評価のみならず将来の政策評価（政策効果の予測、損失が生じない政策の立案）への発展可能性を指摘し、一連の公会計改革を通じて行政当局の説明責任が強化されると主張している。

本論文は政策評価への減損会計の応用を通じて、国民・住民の価値観の多様化にともなう政策立案や政策評価の困難さを定量的に把握し、財政の構造的課題に対する一つの提案を行おうとするものである。財政・行政にかかる高度な意思決定過程に対する貢献を視野に入れるという点で、意思決定分析という博士後期課程の趣旨に沿った研究テーマである。論文全体は、発生主義に基づく減損会計導入可能性の確認、企業会計の基準と国際公会計基準との比較対照、政策評価への議論の展開、具体的制度に基づく検討、将来への発展の可能性への言及という明確な流れのもとに構成されており、それによって、減損会計を「政策の失敗」の客観的な把握という実践的手段として明確化し、有効性を明らかにするとの本論文の主張が明確に表現されている。さらに、同主題に関する先行研究が多くないことも本論文の意義を高めている。

ただし、減損会計と発生主義との関係について議論の整理が不十分であること、公会計と企業会計の構造・目的の相違を考慮すると、インフラ資産の政策効果の評価への減損会計の利用可能性の限界についての認識が曖昧なことなど、減損会計導入に伴う批判的検討が不足している。また、政策評価手法の確立という目的に照らせば、経済政策論・地方財政論からの言及も必要だと思われるが、その意味で、第4章までの議論に基づく終章の議論の展開が弱い点にも問題がある。

こうした課題は残されているが、本論文は公会計研究に資すると認められるので、審査委員は博士（経営学）の学位水準に到達していると判断する。